

社会参加活動の一環として、住民に身近な相談相手である民生委員・児童委員として、地域活動に参加してみませんか。

◆ 民生委員・児童委員は、市町ごとに定数が定められています。県内の民生委員・児童委員は欠員が生じている状況にあり、民生委員・児童委員の確保が課題となっています。



民生委員・児童委員って？

【身分】 非常勤特別職の地方公務員

【給与】 給与は支給されません。ただし、交通費や通信費などの活動費は支給されます。

【任期】 3年（次回は、令和4年12月1日付けで一斉改選が実施されます。）

【委嘱】 市町に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が社会福祉審議会（民生委員審査専門分科会）の意見を聴いて厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。

【活動内容】

- ひとり暮らし高齢者宅へ訪問し、声かけ、見守り活動
- 住民が心配ごと、困りごとがある場合の必要な支援先へのつなぎ
- 近所の人が困っているとの情報提供があった場合の訪問による状況把握
- 「子育てサロン」、「子どもの登下校時などの地域の見守りパトロール」、「学校や自治会の行事や会議のお手伝い」など地域での活動協力 など

広島県民生委員児童委員協議会の調査では、民生委員・児童委員の活動について、9割の方が「やりがいがある」と回答しています。

民生委員・児童委員について詳しく知りたい方は、広島県健康福祉局地域共生社会推進課までお問い合わせください。

電話（082-513-3201）メール（fukyousei@pref.hiroshima.lg.jp）